

令和 2 年 2 月 4 日

各所属所長 様

公立学校共済組合高知支部

支部長 伊藤 博明

(公印省略)

被扶養者の国内居住要件等について (通知)

日頃から当共済組合の事業運営に関し、ご理解・ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このたび、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律 (令和元年法律第9号。以下「改正法」という。) が令和元年5月22日付で公布されたことに伴い、地方公務員等共済組合法 (昭和37年法律第152号。以下「地共済法」という。) が改正され、被扶養者の認定要件に「国内居住要件」に関する規定が追加されました。(令和2年4月1日施行)

また、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令 (令和元年内閣府・総務省・文部科学省令第4号。以下「改正命令」という。) が公布され、国内居住要件の例外となる者が定められるとともに、被扶養者認定に関する届出や経過措置に関する規定が設けられました。(令和2年4月1日施行)

当該改正に係る詳細につきましては、下記のとおりとなりますので、貴所属の組合員への周知等適切に対応いただきますようお願いいたします。

なお、当該改正に伴い、施行日 (令和2年4月1日) 以降、被扶養者の認定及び住所変更等に係る事務手続きの一部が変更となります。事務手続きの変更内容等につきましては、後日改めてお知らせします。

記

1. 国内居住要件について

改正法による改正後の地共済法第2条第1項第2号に定める「住所」については、住民基本台帳に住民登録されているかどうか (住民票があるかどうか) で判断し、住民票が日本国内にある者は原則、国内居住要件を満たすこととなります。

このため、例えば、当該被扶養者が一定の期間を海外で生活している場合も、日本に住民票がある限りは、原則として国内居住要件を満たすこととなります。

ただし、住民票が日本国内にあっても、海外で就労しており、日本で全く生活していないなど、明

らかに日本での居住実態がないことが判明した場合は、例外的に国内居住要件を満たさないと判断する場合もあります。

2. 国内居住要件の例外

下表①～⑤の者については、これまで日本で生活しており、渡航目的に照らし、今後日本で生活する蓋然性が高いと認められる者（一時的な海外渡航である者）で、かつ渡航目的が就労でない者と定められており、日本国内に住所がない（住民票がない）としても、添付書類を提出することで、日本国内に生活の基礎があると認められる者として、国内居住要件の例外（国内居住要件を満たす者）として取り扱います。

例外該当事由	添付書類
① 外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
② 外国に赴任する組合員に同行する者	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④ 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められるもの	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤ ①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	※個別に判断

※添付書類の写しを提出する場合の所属所長の原本証明は不要です。

3. 施行（令和2年4月1日）に向けた経過措置等

（1）現に海外に在住する被扶養者（施行日前に認定されている者）について

現に海外に在住する被扶養者のうち、上記「2. 国内居住要件の例外」に該当しない場合は、国内居住要件を満たしていないため、該当被扶養者の取消手続を行ってください。この手続について必要な書類等は下記の①及び②となります。

①被扶養者認定・取消申告書（様式2-9号）

被扶養者取消日：令和2年4月1日

理由：新施行規程により国内居住要件を満たさなくなるため。（添付書類不要）

②被扶養者証等（共済組合が交付したすべての証）

提出期限：令和2年3月31日（火）

(2) 施行日時点において国内の保険医療機関で入院している場合

国内居住要件の追加に伴い被扶養者から除外される者が、施行日（令和2年4月1日）時点において国内の保険医療機関に入院中の場合には、現に入院中であることを証する書類（入院申込書や入院診療計画書の写し等）の提出により、入院期間（予定）等の確認ができた場合、当該期間中は被扶養者としての資格が継続します。

ただし、当該入院が終了（退院）した時点で、被扶養者取消の申告手続を行うこととなります。

4. 現に被扶養者として認定されている者の住民票の有無の確認について

国内居住要件については、原則として、住民票が国内にあるかどうかを確認する必要があり、この取扱いには施行日（令和2年4月1日）以降に新規に認定される被扶養者に限らず、既に認定されている全ての被扶養者についても確認が必要とされています。

この確認については、資格確認（検認）時を予定（令和2年7月頃）しております。また、確認方法については個人番号（マイナンバー）を活用する方向で検討しています。

詳細につきましては、改めて資格確認（検認）時に通知します。

なお、令和2年度以降の検認等による調査において、住民票がなく、国内居住要件の例外にも該当しなかったことが判明した場合には、令和2年4月1日に遡って被扶養者資格を取消することとなりますのでご注意ください。

5. 施行日（令和2年4月1日）以降の被扶養者手続について

(1) 令和2年4月1日から海外派遣に同行する被扶養者（上記2の②に該当する者）について
海外派遣に伴う共済組合関係の手続書類一式は、後日該当組合員へ送付します。

(2) 令和2年4月1日以降の被扶養者の認定及び住所変更について

上記の手続につきましては、手続及び様式等について変更となります。具体的な事務処理につきましては現在検討中のため、改めて通知を行います。

6. その他留意事項

(1) 今回の改正により、被扶養者の要件として国内居住要件が追加されましたが、国内居住要件を満たすことのみをもって被扶養者として認定されるのではなく、身分関係、生計維持関係等の被扶養者が満たすべき要件については従来どおりとなりますので、ご注意ください。

(2) 令和2年度以降の資格確認（検認）について

今回の国内居住要件の改正は、被扶養者の要件の適正化を趣旨として追加されたものです。

当支部においても被扶養者の資格確認について、これまで以上に適正に行うため、検認対象者の見

直しを行います。

これまで特別認定の被扶養者（一部対象外）を対象に実施していた資格確認（検認）を、一般認定の被扶養者を含めて検認対象者とし資格確認（検認）を行うことを予定していますので、貴所属の組合員への周知をお願いいたします。

なお、検認方法等につきましては、実施時期（令和2年7月頃）に通知を予定しております。

〔 担 当 〕 公立学校共済組合高知支部
共済班
〔 TEL 〕 088-821-4813